

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 5 年 2 月 3 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町 450 番地

2 意見の概要

長浜市からの意見 出入口の移設によって市道および道路側溝等の道路構造物に影響を与える場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の許可を受けてください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地

(2) 縦覧期間 令和 5 年 2 月 3 日から令和 5 年 3 月 3 日まで